



GAP 普及ニュース 第36号 (2014.1)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

目次

- 新しい年を迎えて・・・1
- 【巻頭言】メニュー偽装問題・・・3
- GAPは持続可能な農業と地域振興に寄与するものでなければならない《連載4》・・・・・・・・・・・・・4
- 2013年度 農産物直売所 GAP セミナーのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 日本生産者 GAP 協会 2013年度 GAP シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
GLOBALG.A.P. TOUR 2013 JAPAN 合同開催 報告
- 日本生産者 GAP 協会 2013年度 GAP シンポジウム (11月28日) 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- GLOBALG.A.P. TOUR 2013 JAPAN-FGAP
合同開催シンポジウム (11月30日) 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- GAP 指導者養成講座の現場から・・・29
「GAP 指導者養成講座」における主催者のクロージング・メッセージ
- 株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載9回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 編集後記・・・32

「新しい年を迎えて」

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

平成二十六年の新春のお慶びを申し上げます。

今年は40年以上続いた減反政策の事実上の廃止という政策が始まります。これは、同時に始まる「農地中間管理機構法」と共に、農業・農村に大きな影響を与えることとなりそうです。全ての都道府県がこの3月までに機構を設置し、小規模農地や耕作放棄地を所有者から借り受け、大規模経営農家や農業法人、集落営農組織、企業などの担い手に貸し付けるとのことです。

50年前に制定された「農業基本法」(1961 公布)でも、「新農基法(食料・農業・農村基本法)」になってからも達成できなかった農業構造に関わる政策の変更ですが、農地の集約化事業に法的根拠が与えられることによる効果はあるかもしれません。しかし、日本経済再生本部が言う、「環太平洋経済連携協定(TPP)に対応する日本再興戦略として、生産コストの削減を推進する手段」としての効果は未知数です。

これらの政策とは別に、食ビジネスの世界に巨大な動きが見えてきました。昨年、ビジネス上の食の安全で世界的な権威を持つ2つの国際会議が、いずれも日本で初めて開催されました。10月3、4日に東京のホテルオークラで「国際食品安全団体(GFSI)」の「FOOD SAFETY DAY JAPAN」が開催され、また11月29、30日に宮崎のシーガイアでGLOBALG.A.P.の「2013 ツアーJAPAN」が開催されたのです。

GLOBALG.A.P.は、日本国内でも知られているGAPの農場認証制度です。事実上の国際標準と

して、世界中に無数にある GAP 認証制度に対してベンチマーキング（同等性認証）を行っています。GLOBALG.A.P.は、中国やタイなどの GAP を含めて 25 の基準を認証していますが、日本の JGAPに対しては、2013 年 6 月 7 日付文書で「JGAP+G チェックリストに対して GLOBALG.A.P.との同等性を認めないという最終決定に至りました」と関係者に広報しています。

実は、この GLOBALG.A.P.をさらに上位からベンチマーキングしているのが GFSI です。「この衝撃の大きさを説明すると、GLOBALG.A.P.そのものの正当性をさばく“裁判官”が現れた」（日経ビジネスオンライン）ということなのです。GFSI は、カーギル、ウォルマート、ネスレ、テスコ、メトロ、イオンなど食品流通のメガプレーヤー達が集結した組織で、世界の食ビジネスへの影響力は絶大です。この組織では、GFSI のガイドラインに照らして、世界のどの基準が国際標準として相応しいかを評価する活動を事業の中核に据えています。2013 年 10 月時点で、GFSI が認証している食品安全基準は、8 基準（BRC、CanadaGAP、FSSC 22000、Global Aquaculture Alliance、GLOBALG.A.P.、GRMS、IFS、SQF）で、そのうち農場管理における食品安全基準は、CanadaGAP と GLOBALG.A.P.と SQF です。

このような GAP 認証制度の標準化への取組みは 2000 年頃から始まり、今や国際標準が確定的になろうとしている現在でも、日本では GAP の必要性を説くことが GAP 普及の第一歩になっています。しかし、「農産物を欧米に輸出していないのだから GAP の認識が無くても仕方がない」という理由はもう通じなくなっているのです。

去年は、日本の伝統的な食文化（和食）が、ユネスコの無形文化遺産に登録されることが決まりましたが、和食の食材の多くは、今や海外からの輸入に頼っているのが現実です。その和食の最も基本的な素材ともいえる醤油や味噌、豆腐、納豆などの原料となる大豆は 95%が輸入です。コンビニ弁当の食材の半分が輸入（NHK ONLINE,2013 年 5 月 14 日）と言われています。中国産が多いという情報もあります。

その中国では、筆者らが情報交換をしていた 2007 年当時は「国家認証認可監督管理委員会（CNCA）」が所有する ChinaGAP の GLOBALG.A.P.によるベンチマークに努め、青果物と穀物で同等性認証を取得したところでした。その CNCA は、現在 GFSI との交渉を深めています。中国版の「食品衛生管理基準」やその規格を GFSI に認めさせることになれば、世界の食品流通メガプレーヤー達が安心して中国食品を取り扱うことになります。そうなれば、今のところは疑いの目で見ていた日本の消費者も、安心して中国産を購入することになる可能性が高いのです。

事態は刻一刻と新たな局面へと移っています。GLOBALG.A.P.と、それを取り込んだ GFSI の会議が、アジアで、しかも日本で連続して開かれたことの背景も考えてみる必要があります。

農地中間管理機構による農地の集約化事業で達成できる生産コストの削減で、食品の貿易競争に勝てるとは思えませんし、日本の農産物は高品質だから輸出が伸びる、とも思えません。かつてないほど複雑になっているフードシステムの中で、農業・農村にあってもグローバルな視点でものを考えなければ、自らの足元のことも分からなくなるかもしれません。

GAP の研修会で全国各地を回っていますが、山間部に行っても、離島に行っても、コンビニ弁当を食べたことが無いという農業者に出会うことは無くなりました。今では、ローカルに行動し、グローバルに考えることが必要です。「食の安全」もグローバルに考えれば、農業による環境破壊を無くすことに辿りつきます。その上で、今年も引き続き、日本の農業がどうあるべきかを考え、また、農業の持続的発展のために、自分ができることを実行して行きたいと思います。

本年も日本生産者 GAP 協会ともども、よろしくお願い申し上げます。

【巻頭言】

「メニュー偽装問題」

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長（農学博士）
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

昨今、有名ホテルのレストランなどでメニューの誤表示や偽装が頻発し、マスコミ上で論争が展開されてきました。多くのニュースでは、利用者への謝罪などについて『レストランを経営するホテル側は、名誉回復にどのように対応していくのかが注視されている』と締めくくっています。

この偽装事件を扱った時に、マスコミは、偽装に利用された一次産品を提供している農林水産業界がどのように考えているのか、生産者の気持ちを考慮していただけたのでしょうか。

この「GAP 普及ニュース」を読まれている方々の大多数は、農産物の生産現場に関わって仕事をしておられる方々だと思います。私はかつて生産現場に関わる仕事をしていた頃、よく課題になっていたのが農産物の「産地表示」でした。

和歌山県内には温州みかんの産地といわれるところが4ヵ所あります。最も規模の大きな産地は有田地方ですが、現在は「有田みかん」の商標で流通されています。しかし、かつて「有田みかん」と表示する段ボール箱に入ったみかんが産地の生産量を上回る時代があり、和歌山県内の至る所のみかん産地で「有田みかん」と表示されて出荷されていました。酷い場合は、他府県から加工用みかんに近い温州みかんを仕入れ、有田地方で荷造りして「有田みかん」と称して販売していた悪徳業者もいました。私達には、それらを厳しく注意して回った経験があります。しかし、それは一昔前の話です。

現在、産地表示が JAS 法で義務付けられて既に 13 年が過ぎている今日、消費者に近いはずの流通・外食業界において「メニューの誤表示」がまかり通り、偽装が横行し、「違っていました」で済まされてしまう現状を知り、日本の食品産業の規制の曖昧さには、今更ながら驚かされます。しっかりルールを守って営業されている外食関係者が大多数であると信じていますが、有名ブランドの老舗店がこのような不祥事を起こす原因には、横暴な経営側にも問題があるのではないかと想像しています。日本の工業を含む製造業は、技術革新と各種の社会ルールを守ってきたからこそ、今日までこのように発展してきたのだと思います。今、そのようなルールが希薄になり、なくなってきているのではないかと心配しています。

企業の経営面を優先させ、リストラなどにより、積み重ねてきた技術や知識を切り捨ててきた背景がそうさせているのではないかとも思います。調理に携わっていた調理人（技術者）ならルールが大切なことは判っていたはずですが。農業経営においても、生産現場の労働安全と生産物の安全性を担保できなければ、食品を生産する仕事に携わる資格はないと考えています。

経営のために偽装に手を染めるのは許されないことですが、決められたルールをきちっと守っている生産現場の経営が、ちゃんと成り立っていくような社会の常識を作り上げていく必要があると思っています。これが日本の GAP 規範の背景にある農業倫理であり、取引上の商道徳であり、これらのルールが守られる社会を作り上げていく必要があると思っています。

農産物の生産から流通においては、それぞれのルール（GAP など）を遵守し、安全で信頼できる商品を消費者に届けられる仕組みの充実が問われています。今回の食材偽装事件を教訓にし、報道するマスコミも、ごまかしのない社会的ルールを構築する方向に向かって欲しいと思います。

GAPは持続可能な農業と地域振興に寄与するものでなければならない

《連載4》 GAPは与えられるより気づく方が良い

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

農林水産省のGAP政策

農林水産省では、GAPを「農業生産工程管理」と意識し「GAPとは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動」と、GAPにおける適正3原則（後述）の一つの「法令や科学に基づく」を定義しています。また、「GAPを取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される」と説明しています。

農林水産省は、GAP政策の一環として、2010年4月に「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を公表しました。これは、食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理の内容を明らかにしたもので、農業者が行うべき「(1)計画、(2)実践、(3)点検・評価、(4)見直し・改善という工程管理の手法において、特に奨励すべき事項を提示したもの」です。

また、農林水産省は、GAP政策を行う根拠として次のように述べています。

『食料・農業・農村基本法等の基本理念の実現のために、関係法令等に則して、農業生産活動の点検項目を作り、工程ごとの正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動である農業生産工程管理（GAP）の取組みを奨励することが有効です。そのために、(1)国内に様々な農業生産工程管理（GAP）が存在することから、共通基盤としてのガイドラインを整理した。(2)科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえた取組みが進んでいないことから、食品安全に加え、環境保全や労働安全の分野までを対象とした。そして、(3)高度な農業生産工程管理の共通基盤として野菜、米、麦のGAPガイドラインを策定した。』

GAPを与える日本と促す欧州

農林水産省が示しているGAPは、EUにおけるGAPの考え方を取り入れたものと考えられますが、EUの考え方の代表的なイギリス政府のDEFRA（環境・食料・農村地域省）の「GAP」および「CoGAP」（適正農業規範）の概念と、日本の農林水産省の「GAP」および「GAPガイドライン」の概念は、似て非なるもののように思われます。

EUでGAPは汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える「持続的な農業行為」であり、CoGAPは汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える適切な行為の具体的な内容やその根拠を示すものです。それに対して日本では、「GAPは、工程ごとの実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動」であり、「GAPガイドラインは、目的を達成するために行うべき実施事項を示したもの」です。

EUでは、アジェンダ2000（EU拡大に向けた活動改革計画書）で確認した「現代農業が目指す持続可能な発展」という政策理念の実現のための「GAP概念」ですが、日本では「食料・農業・農村基本法等の基本理念の実現のため」に行うものではありませんが、農業者が目指す「農業経営の改善」という農業管理手法の定着のためのGAP概念という位置付けになっているといえます。

EUでは、農業者は「汚染者負担の原則」に基づいて事業者としての責任を自覚し、汚染の原因と結果を理解することで、それらの危害を避けるとともに、万一危害が発生した場合の対処法につ

いても熟知していることを義務付けています。そのために、農業者が「なぜ問題なのか」に気付き、「どうすれば良いか」を理解するために、CoGAP（適正農業規範）でその実践的なマニュアルを示しているのです。これらの義務は、EUの共通農業政策のクロス・コンプライアンスと連動していますので、直接支払いによる所得補償制度で裏打ちされています。イギリスの政策では、さらに環境、労働者、家畜の保護措置に反した農業者は補助金が減額されることとなります。

日本でもEUと同じように、GAPの目的として、食品安全の他に環境保全や労働安全を加えています。政策の具体的な進め方において、農業者自身が農場運営を自己評価し、改善活動を継続的に行うことをGAP政策の目的としているため、行政側は農業生産の行程管理手法としてのPDCAサイクルによる管理を推奨し、その手法の一つとして「チェックリスト」を示しているのみです。したがってGAP普及の進捗状況は、農業者自身がチェックしたシートの回収率で評価されることになっています。

「計画、実践、点検・評価、見直し・改善」のPDCAサイクルは、アメリカで開発された商品の品質管理手法ですが、組織の経営管理サイクルにも有効であるとされています。したがって農業経営においてもPDCAの有効性は十分に考えられますが、それは経営の理念や経営目標に対する有効性というよりは、具体的な業務管理における「管理の有効性」です。日本のGAPにおけるPDCAのC：点検は、P：計画したことができたかどうかの点検です。そのために農業者が計画・実施すべきことをガイドラインで示しています。

ガイドラインは、「食品安全を主な目的とする取組」「環境保全を主な目的とする取組」「労働安全を主な目的とする取組」「農業生産工程管理の全般に係る取組」の各「区分」と「取組事項」および「取組事項に関連する法令等」で構成されています。これらは、農業者に対する「要求事項」であり、その意味で、買手（消費者）側が農業者に要求する商業GAP認証制度と同じ要求スタイルになっています。したがって「農業者が実施すべき取組事項」が書かれているから「GAPは導入するもの」であり、農業者は「GAPはやらされるもの」という感じを受けるのだと思います。

必要なのは情報「GAPの意義と実施の方法」

GAPの理念で掲げる「あるべき農業の姿」に対して、農場の実態やその管理状況に「不適切な点は無いのか」、あるとすれば「どこが問題なのか」「なぜ問題なのか」「どの程度で問題なのか」であり、「どうすれば良いのか」という取組みがGAP（適正農業管理）の実践です。つまりGAPを実践する農業者に必要なことは、決められた実施事項（要求事項）ではなく、「農業者が容易に法令や科学的説明を解釈でき、農業による環境汚染や健康被害を避ける効果的な措置を取るための手法やその情報」なのです。イングランド版のGAP規範はそれを提供しています。

そこで必要な手段は、農場評価の手法です。「実施すべき取組事項」ではなく、それらが必要となる背景や具体的な課題と、「農場リスクの評価基準」が提供され、その方法を伝授されれば、農業者は自ら進んで農場の評価と改善に取り組むことができるのです。

GAPの理念が、「環境破壊と健康被害を無くすこと」であっても、GAPを実現する手段や進め方においてEUと日本には大きな相違があります。イングランドのGAP指導では、「水や土壌や大気を汚染するかもしれない物質を、農場内で散布したり、取り扱ったり、保管したりする全ての農場関係者は、自らの責任を認識し、汚染の原因とその結果について良く理解して下さい」と呼びかけています。そのためには、農業者は自ら農場のリスク評価を行い、独自に問題点を洗い出し、自ら改善することが必要なのです。

GAPの「適正」には3つの要素がある

GAPは、良い農業の実践であるとして、様々な農業指導書や栽培技術マニュアルなどでは「農業に関する良い行為（Good Practices）」の事例が紹介されています。しかし、それらは複雑で、しかも膨大にある農業の特定の一部を取り出して具体的に示したもののばかりです。「農業者が計画・実施すべきこと」として具体的に個別の対応策が示されているために、膨大にある農業行為の中で、形は似ているが内容は別の事柄についてはどうなのかについて判断の難しいことが多いのです。

GAPに関しては、第三者（行政の査察官／商業GAP認証検査員など）が農場を評価することで客観性を持たせることは可能ですが、実際の農場評価では、簡単に「適正／不適正」を判定することはできません。チェックリストに書いてあること（要求事項）が整っていれば良いという評価の仕方もありますが、GAP本来の目的である現代農業のマイナス面、即ち「環境汚染、健康被害、食品危害」への対応策が適切であるかどうかを評価・判定して農場改善に資するためには、何が適正（GOOD）で、何が不適正（NOT GOOD）なのかを明らかにしておかなければなりません。

GAPにおける3つのGOODの第一は、農場における全ての活動が「法令や科学に基づいていること」です。国が定めた「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」は、関連する法令等をまとめたものです。ここでは、ガイドラインに基づいて行う農産物の安全性の確保や環境保全、労働安全の取組みは、科学的知見に基づいて行わなければならないと言っています。

第二は、「予防原則を採っていること」です。重大なあるいは不可逆的な損害の恐れがある、つまり「取り返しのつかないことになるかもしれない」と思われる場合には、証拠や因果関係が明らかでなくても「リスクを評価して予防的に対策をとらなければならない」という、環境政策における「予防原則」（Precautionary principle）は、GAPにも当てはまります。

例えば、農場評価では、「衛生設備や手洗いのルールがあるか」、「手洗いは実施されているか」などについて問われることがあります。それは法令や科学的根拠というよりも、「予防原則」に基づくものです。汚れた手で野菜や果実に触れば、病原菌や化学物質などが食品に付着するかもしれません。だから「手洗いを励行し、清潔な手袋を使用する」などの対策を取ることになります。そのためには、清潔なトイレ、手洗い場所、石鹸や消毒液などの準備、教育訓練なども予防的な対策ということになるのです。

第三は、「汚染者負担の原則を採っていること」です。環境汚染は、発生源が優先して改善されるべきであり、「汚染者負担の原則」（Polluter-pays principle）でなければなりません。「イングランドGAP規範」によれば、「圃場は拡散汚染源である」ということです。日本でも、住宅団地の造成で水道水源を地下水に求めたところ、農業由来の硝酸塩汚染のために上水道が確保できないという事態が起こっています。現在の日本の法律では、窒素成分の過剰投与を規制することができませんが、圃場が発生源であり、汚染者が農業者であることは明らかです。この問題を解決するためには、全ての農業者が肥料の過剰投与を止めて、将来世代のニーズを満たす能力を損なわない適正農場管理（GAP）で持続的農業を実現しなければなりません。

GAPにおける「適正3原則」

①法令や科学に基づいていること

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（農林水産省）

②予防原則を取っていること

人の健康や環境に対する深刻かつ不可逆的なリスクが予想される場合は未然防止対策が取られるべき（リオ宣言15条）

③汚染者負担原則を取っていること

環境汚染は発生源が優先して改善されるべきである（EUマーストリヒト条約）

2013年度 農産物直売所 GAP セミナーのお知らせ

テーマ：『直売所生産者の GAP 教育とリスク管理』

日 時：2014年3月19日(水) 13:00～17:00 (受付 12:00～)、情報交換会 17:30～20:00
3月20日(木) 9:15～15:40 (受付 9:00～)

会 場：文部科学省研究交流センター・国際会議場 (茨城県つくば市)

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

事務局：一般社団法人日本生産者 GAP 協会 教育・広報委員会、(株)AGIC 大会事務局

参加費 (資料代)：日本生産者 GAP 協会会員：¥10,000、一般：¥15,000、学生：¥2,000

対象者：農産物直売所関係者、農業普及関係者、農業試験研究者、大学・大学校、農業高校、農業生産者、農業法人、農協、出荷組合、産直団体、農林行政機関、卸売市場、卸売会社、農産加工会社、農産物流通・小売企業、外食企業、消費者、調査・検査・認証機関、研究機関、その他

WEB： <http://www.fagap.or.jp/education/seminar/sem201403/>

プログラム

■3月19日(水)

13:00～13:15・開会・主催者挨拶

13:15～13:35・記念講演「これからの農業経営者」長谷川久夫、株式会社みずほ 社長

13:35～14:45・基調講演「GAP で甦る農産物直売所」田上隆一

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 (FGAP 協会) 理事長

14:45～15:00・休憩

15:00～15:30・講義「GAP は農業経営の基本」田上隆多、FGAP 協会理事

15:30～16:00・講演「なぜ直売所が GAP を推進するのか」高橋広樹 株式会社みずほ 生産部長

16:00～17:00・質疑応答 (発表者)

■3月20日(木)

9:15～10:15・講演「GAP 農場評価・GH 評価による農場クリニック」山田正美、FGAP 協会理事

10:15～11:15・講演「農産物の品質を支える GAP とみずほモデル」石谷孝佑、FGAP 協会理事

11:15～12:00・事例「組織で行うリスク管理～放射能・農薬・病原菌～」高橋広樹

株式会社みずほ、生産部長

13:00～13:30・事例「みずほの新しい GAP 推進」白川洋輔、株式会社みずほ GAP 担当

13:30～13:50・事例「生産者にとっての GAP」(生産者1)

13:50～14:10・事例「生産者にとっての GAP」(生産者2)

14:10～14:20・休憩

14:20～15:30・総合討論「直売所型農業と GAP」

15:30～15:40・閉会

日本生産者 GAP 協会 2013 年度 GAP シンポジウム
GLOBALG.A.P.2013 ツアーJAPAN-FGAP 合同開催シンポジウム
報告

2013 年度 GAP シンポジウムは、事実上の標準と言われている商業 GAP 認証 GLOBALG.A.P. の TOUR 2013 日本大会と合同で開催し、300 名を超える参加者とともに、持続可能な農業の発展と、輸出も視野に入れた日本農業の振興について議論を深めました。

《開催概要》

2013 年 11 月 28 日(木) 日本生産者 GAP 協会 2013 年度 GAP シンポジウム

11 月 29 日(金) GLOBAL G.A.P. TOUR 2013 日本大会

11 月 30 日(土) GLOBAL G.A.P.-FGAP 合同開催シンポジウム

場所：シーガイア・コンベンションセンター（宮崎県宮崎市大字塩路字浜山 3083 番地）

《GAPシンポジウム》 11月28日

主催者挨拶：二宮正士、日本生産者GAP協会 常務理事、東京大学教授

講演：『日本のGAP指導の現状と方向』田上隆一、日本生産者GAP協会理事長

指導事例：『日本のGAP指導の事例』

① 「富山県条例に基づくGAP推進と評価員養成」田中義昭、富山県農林水産部農業技術課

② 「長野県専門技術員によるGAP指導者教育」山城政利、長野県農政部農業技術課

③ 「福岡県GAP指導者養成の成果」田中有理、福岡県飯塚農林事務所田川普及センター

講演：『GH評価制度（GAP教育システム）の活用』田上隆一

産地事例：『GH評価の事例』

① 「富山県普及指導員による農場評価の結果と対象農場の改善」澤邊貴生、樽蔵産業株式会社

② 「茨城県直売所生産者のGAP規範に基づく農場評価」白川洋輔、株式会社みずほ

③ 「ラオスでのGAP評価と実践指導」田上隆多、株式会社AGIC

総合討論：『日本農業のアイデンティティと農業普及活動』

（司会）山田正美（一社）日本生産者GAP協会 常務理事

（パネラー）田中義昭、山城政利、田中有理、澤邊貴生、白川洋輔、田上隆多

《GLOBALG.A.P.2013ツアー日本大会》 11月29日

開会宣言：松田友義、GLOBAL G.A.P.協議会代表理事、千葉大学大学院教授

来賓挨拶：河野俊嗣、宮崎県知事

来賓挨拶：菅沼龍夫、国立大学法人宮崎大学学長

来賓挨拶：羽田正治、宮崎県経済連農業協同組合連合会 代表理事会長

ウェルカムスピーチ：Ignacio Antequera 『Introduction to GLOBALG.A.P.』

FoodPLUS GLOBALG.A.P. Manager

提言①：「我が国のGAPの取組及び推進施策」渡邊康正、農林水産省生産局農産部技術普及課長

基調講演①：『安全・安心とフードチェーン全体の取組』松田友義、千葉大学大学院教授

基調講演②：『法令パッケージ「GAP共通基盤ガイドライン」の意義』澁澤栄、東京農工大学教授

GLOBALG.A.P. NTWG-JAPAN議長

提言②：『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』小川良介、農林水産省大臣官房参事官
(食料産業局) 輸出促進グループ長

提言③：『農商工連携事業と九州における農業成長産業化の取組』成清四男美、経済産業省
九州経済産業局 産業部 次長

提言④：『日本の農林水産物・食品輸出について』浜口聡、日本貿易振興機構 (JETRO)
福岡貿易情報センター 所長代理

GLOBALG.A.P.事務局：『History and Future of Good Agricultural Practices』
Ignacio Antequera, FoodPLUS

海外に学ぶ：『Agriculture in the Netherlands and Dutch experiences with GLOBALG.A.P.』
Cindy Heijdra, オランダ王国大使館 農務参事官

事例紹介①-1：『宮崎大学農学部におけるGAP指導者の養成』木下統、宮崎大学農学部准教授
事例紹介①-2：『ThaiGAP Private Food Safety Standard』

Dr. Chuanpis Aroonrungsikul、タイ・カセサート大学

《GAP シンポジウム・GLOBALG.A.P.2013 ツアー-FGAP JAPAN 合同》 11月 30日

事例紹介②：『グローバルGAP2012アワード受賞者は語る』松本武
株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント 代表理事

事例紹介③：『JAによるGAP (適正農業規範) への取組』鈴木雅仁
新潟県北魚沼農業協同組合営農経済部営農企画課

講演：『日本の農産物輸出と生産者の対応』松田友義、千葉大学大学院教授

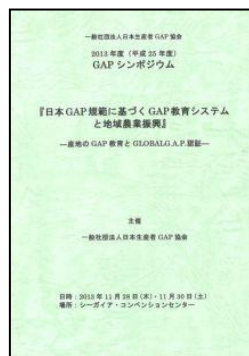
事例報告①：『酒米産地でのGAP推進とGLOBALGAP認証取得』河合克行、(株)アスク代表取締役

事例報告②：『GLOBALGAP認証と「北魚沼コシヒカリ」フランス国際見本市』桜井眞一
農事組合法人青島ファーム 代表理事

総合討論・Q&A：講演者・事例発表者

クロージング・ノート：澁澤栄

GLOBALG.A.P.ツアー2013 日本大会プログラム (左) 2013年度 GAP シンポジウム講演要旨集,169P (右)



2013年度 GAP シンポジウム講演要旨集、『日本 GAP 規範に基づく GAP 教育システムと地域農業振興』, 初版第一刷, 169P, (一般社団法人日本生産者 GAP 協会) の冊子につきましては、在庫がなくなりました。ご入用の方には PDF ファイル (有償) でお送りいたしますので、協会のホームページからお申し込みください。
(<http://fagap.or.jp/publication/book.html>)

日本生産者 GAP 協会 2013 年度 GAP シンポジウム (11 月 28 日) 報告

【主催者挨拶】：二宮 正士

『GAP で大切なこと』

GLOBALG.A.P.農場認証制度は、1997 年に EUREPGAP としてスタートし、有力な世界標準の GAP 農場認証制度となっているものです。農業による環境汚染の深刻さをいち早く認識した欧州に始まったこともあり、単に消費者側に農産物の安全性をアピールするという狭い視点での農業生産を実現するためのものではありません。環境負荷の低減、生物多様性の維持、農業者の労働安全・福祉、さらには動物福祉にまでその範疇を含めながら、適切な農業生産を推進するための包括的・総合的制度です。

GAP で重要なことは、何故それをやる必要があるのかを科学的に理解することです。その根拠について納得できれば、その実践はとてもスムーズなものになることが期待されます。GAP の実践は農業生産の持続性という人類の生存に必要なひとつの条件を満たすための具体的な行動とも見ることができます。ここで言う農業生産の持続性には、生産性と矛盾しない環境負荷の低減、省エネルギー、安全な食品の生産、そして農家自身の収益の担保など、幅広い要件が関係します。

このような GAP を、継続的に発展させていくことが重要です。そのためには、生産現場のみにその重責を転嫁するのではなく、消費者や流通関係者も農業生産の持続性を支えるという GAP 理念の重要性を認識し、そのような機運を盛り上げ、支えていく必要があります。日本生産者 GAP 協会はそういう活動を支援しています。



【基調講演】田上 隆一

『日本の GAP 指導の現状と方向』

－本格化した都道府県の GAP 規範に基づく
GAP 指導者の養成－

日本生産者 GAP 協会は、適正農業規範 (GAP 規範) 及びこれに基づく適正農業規準 (GAP 規準) を策定するとともに、全国の普及指導員や営農指導員らを対象に、農場評価 (農場管理の監査) ができる人材の養成事業を行っています。26 の都府県で開催され、農場改善への強い意欲と農場評価の高い能力を持った人材が全国に誕生しています。

「GAP」は農業者の「適切な農場管理」のことで、「GAP 規範」は農業者がどのようにすれば GAP になるのかを示した「教科書」のことです。富山県では、GAP 条例 (富山県適正農業規範に基づく農業推進条例) を制定して「規範の制定」、「GAP の教育」、「県民の理解」を柱とする農業振興政策として推進しています。GAP 指導者は、「農業による環境汚染、食品汚染、健康被害など



についてのリスク認識」があり、「農場管理の現状を見て適正な分析・評価ができること」、さらに「農業者を説得し、農場の改善を指導する力量を持っていること」が要求されます。

GAP 指導者養成講座で農場評価を学ぶ普及指導員は、高いレベルの学力を持ち、行政やJA、生産者などの関係者間の高い調整能力を持っています。また、5年、10年先を見据えて、地域農業をしっかりと発展させようとする姿勢があります。農業のあるべき姿としてのGAPの指導者として最もふさわしい人達です。FAOが提唱している本来のGAPの概念は「農場において、環境面、経済面、社会面における持続性に対処し、結果として安全で高品質な食品や非食用農産物を生産するための実践である」としています。このことはまさに地域農業の推進において、将来に亘って農業が持続的に発展するように、環境への配慮と同時に、収入の確保と、安全で高品質な農産物を消費者に供給していくことを目指す「日本の普及事業」と重なります。日本のすぐれた普及事業体制を生かし、普及指導員や営農指導員による本来のGAP推進に期待します。

【日本のGAP指導の事例】田中 義昭 『富山県条例に基づくGAP推進と評価員養成』

全国初のGAP条例（平成22年12月制定）、翌23年12月に「富山県適正農業規範（とやまGAP規範）」を策定し、富山県では平成24年4月からGAPを推進・展開している。

GAPの推進は、新たな農業施策を展開するものではなく、農業者・産地が適正な農業生産活動を意識し、「悪いところがあれば改善する」という、本来はシンプルなものである。しかし、このことに気づくには、農業者・産地とともに、指導者・指導機関が認識しないと、「適正な判断」ができない。

「未来につながるより良い農業をめざして」の普及は、指導者・指導機関が鍵を握っていると言っても過言ではない。



普及指導員の研修レポート（GAP実践指導者養成研修 抜粋）

- ・ 研修により、農場に潜むリスクに気付くことができた。
➡ 今後は、複数の目で評価することで、より正確な評価ができると思う。
- ・ これまでのGAP普及指導を反省した。何のために、誰のために、評価を受けるのか、良く考える必要があると感じた。認証等が目的でなく、農家が農業生産活動そのものを見つめ直し、気付き、あらゆるリスクマネジメントをしてもらう事が必要と感じた。
➡ 農家が高い意識でGAPに取り組み、農場改善してもらうには、普及指導員としての資質と技量の向上が必要だと痛感した。
- ・ 理念、倫理、規範などを農家に理解してもらうことがGAP指導者の役割だと感じた。
➡ より良い普及指導員になるためにも、農場を評価する立場と改善を指導する立場の両方ができることが必要であると思った。
- ・ これまでは、作物の栽培管理に偏った指導で、リスク管理という認識がなかった。農場に潜む種々のリスクを、生産者に認識してもらう必要がある。
➡ 指導者自らがしっかりと学び、体系づけて指導出来るようにならなければならない。



意欲的な普及指導員が、更なるスキルアップに挑戦！

【日本のGAP指導の事例】山城 政利
『長野県専門技術員によるGAP指導者教育』

平成20年度の「GAP手法推進マニュアル」の策定に始まり、平成24年度の「長野県適正農業規範」の策定で、GAP推進のための基礎資料が整った。併せて、平成21年度から平成24年度まで外部講師（一般社団法人日本生産者GAP協会）による「GAP指導者養成研修会」をJAグループとの共催により実施してきており、普及指導員や営農指導員を中心とした指導者の養成に努めてきた。平成25年度からは、「通常の普及活動の一環としてGAPを推進」していくため、同じく外部講師によるGAP指導者養成講座を開催し、「専門技術員を地域のGAP講師として養成」した。これら専門技術員が、各地域の普及指導員や営農指導員を対象としたGAP指導者養成研修会を開催し、また、地域で取り組むGAP実践の指導も開始した。

その他に、JAグループでは、独自にJAの農産物取扱い施設の適正管理のためのGAP指導者養成研修会を実施している。米麦のライスセンター、りんごなどの共同選果場、青果物集出荷所、きのこ共同選果・出荷所などである。



長野県GAP指導者研修

- 長野県 専門技術員 7名
(米穀1名、野菜2名、花き1名、土壌肥料1名、病害虫1名)
- JA長野県営農センター 1名



実践セミナー
(平成25年4月12日)



農場トレーニング
(平成25年5月14日)

【日本のGAP指導の事例】田中 有理
『福岡県GAP指導者養成の成果』

昨年度、担当地域のアスパラガス部会においてGAP実践普及を図ったものの、圃場管理指針の策定などといった形式的な整備に活動内容が偏ってしまい、今後に向けた課題を残すこ

GAP実践普及事業を受講して

- 2013年2月に福岡県農林水産部食の安全・地産地消課が主催したGAP指導者講座を受講

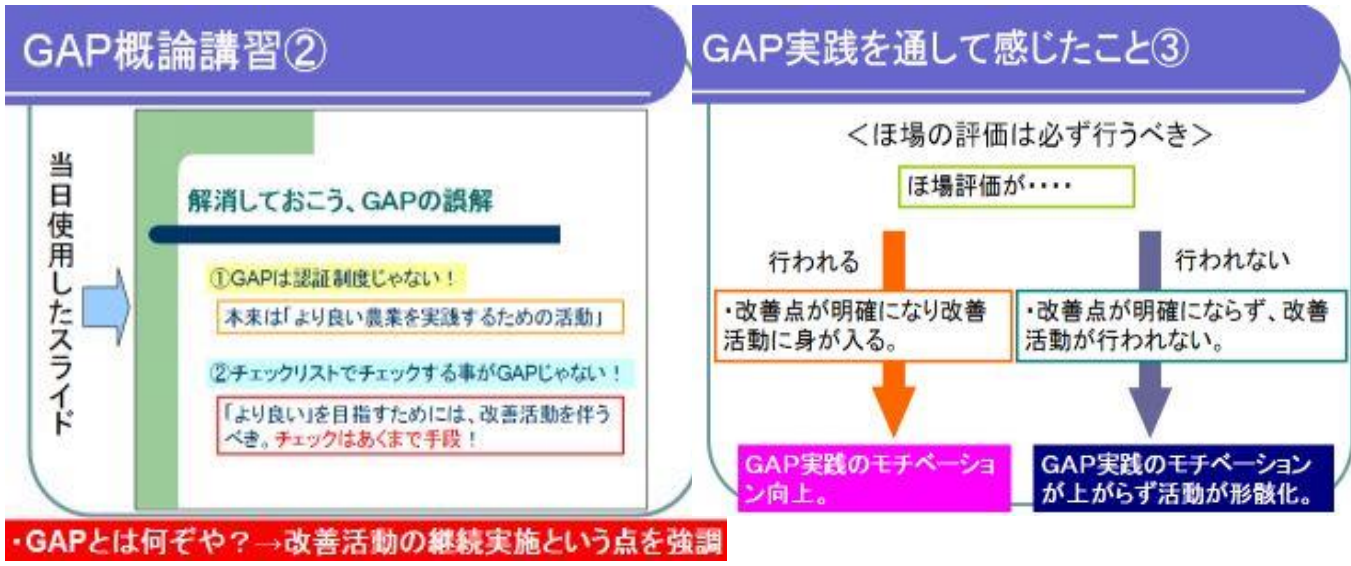
＜受講を通過しての「学び」＞

- ① 本来のGAPの意義
改善活動が伴い、より良い生産に誘導することが重要。
- ② は場評価の手法
生産者の努力を確実に反映させる手法を習得。



ととなる。

そのような中、2013年2月に福岡県食の安全・地産地消課が主催する「GAP指導者養成講座」（一般社団法人日本生産者GAP協会）を受講し、GAPに対する理解を深め、GAPの指導で欠かすことができない農場評価について学んだ。



・GAPとは何ぞや？→改善活動の継続実施という点を強調

早速 2013 年度よりアスパラガス部会における GAP 実践に加えて、若手農業者の集まりである田川 4H クラブにおいて GAP 普及活動を実施した。

前年度の普及活動における反省点を踏まえて活動内容を改善したところ、GAP 実践活動は軌道に乗り、本来の意味での GAP 普及のあり方を認識させられる有意義な活動となっている。

GAP は何かの仕組を導入して行う形式的なものではなく、既に行われている農業実践の適正化である。したがって個々の農業活動の実態や管理上の問題点を明らかにして、その課題解決の対策を立てて実行することが必要である。その意味で「農場評価」は GAP の第一歩である。GAP 指導者は正確な評価ができなければならない。評価作業を生産者とともに実施することで、生産者は GAP を自らの課題として主体性を持って取り組むことができることが分かった。

【講演】 田上 隆一

『GH 評価制度 (GAP 教育システム) の活用』

商業 GAP 認証を取得している農場を対象に、12 名の農業普及指導員が「GH 農場評価」を行った結果、農業者の管理上に様々な問題があることが明らかになった。それらの問題を解決するためには、本来の GAP を目標とする GH 評価制度 (GAP 教育システム) によって農業者の気づきとやる気を誘い、GAP の実践を指導できる「農場評価員」の養成が必要である。



『今までは 1 品目で GAP 認証をとれば、他品目の管理も良くなると思っていたが、今回、実際に現場を見た結果では、認証品目以外では管理に多くの問題があり、この GAP 認証では農場管理全体を改善し、適正化を図るのは難しいと感じた』というのが普及指導員による評価後の感想である。また『「土壌と作物養分管理」の項目で環境汚染に関する問題点の指摘が多く、「作物保護と農薬管理」の項目では、環境汚染に関わる切迫した重大な問題点の指摘が多かった』というように、農業の持続的発展を目指す「本来の GAP」としての実践ではなかったという意見が多かった。

受講者のレポートでは、共通して以下のような感想が記述されている。『今までは、農場の評価

は認証を取るための事前指導だけであったが、実際、農家の管理レベルがどうなっているのか、レベル評価を行い、農家に評点を示すことは、真のGAPを行う上で非常に効果的であると感じた。』
『現場では食品安全を主に考えがちであり、環境保全については意識が低いことが分かった。』、
『環境保全への意識がどの程度かを評価するためには、自分自身(評価員)の知識がないと難しい。』
そして、『商業GAP認証の研修では「認証を取るためのテクニックを学ぶ」という内容だったが、今回の研修(GH農場評価)では「GAPの本質とは何か」が学べた。』

一般社団法人日本生産者GAP協会では、「農場評価」により、一人でも多くの農業者がGAPの意味を理解し、健全な農場管理の実践ができ、その結果を、農業の持続的発展と地域振興につなげていけるようにしていきたいと考えている。

【GH評価の事例】澤邊 貴生

『富山県普及指導員による農場評価の結果と対象農場の改善』

富山県のGAP推進の一環として「GAPモデル農場育成事業」が実施され当農場が対象となった。その経過では、指導員の立場、農場の社長の立場、農場の社員の立場で、少しずつ異なる思いがあった。社長の心配をよそに、社員の意見で「GAP実施委員会」を結成し、一般社団法人日本生産者GAP協会の「GH評価」を受けることとなった。最初の農場評価を受け、GAP実施委員会のメンバーは全員、「このままではいけない」という意識になった。その後、改善-評価、改善-評価を繰り返し、発見された許容できないリスクや管理上の不備などを減らして、一定のレベルに達した。普及指導員との連携で、今も評価-改善を実施しレベルアップを目指している。

○GH評価をして良かった点

評価期日へ向けた改善の取組みにより、日常的に社内の安全性が高まるだけでなく、社外からの安心へと繋がり始めた。必然的に社内に程よい緊張感が生まれ、通常作業にも前向きになり、事故や破損が減少した。

○GH評価の要点

- ・改善への優先順位が明確になる。
- ・点数が見えるので改善目標が立てやすい。
- ・網羅的に評価してもらえる。
- ・改善への考え方が見える。



GH評価:実施方法

- ・富山県の評価農場として、第1号。
- ・「GAP実践指導者養成研修」を兼ねての「GH評価」受験
- ・3回の評価と改善を実施。



樽蔵産業とGAP

GAP (GH評価制度) に取り組んでよかった点

- 「リスク」という考え方**
 - ・やってきた仕事に「リスク」があると認識できたことが大きい
- 社風の変化**
 - ・働く目線が変わったと感じる。
 - ・「これはGAP的にどうか？」口癖になった社員もいる。
- 社員のモラル向上**
- 環境美化**
 - ・法令遵守はもちろん。
 - ・ヘルメット着用、労働安全。
 - ・作業前手洗い、衛生
- 改善への動機**
 - 作業場のきれいさが継続します。
- ・これまで、不安に思っていたも手付かずになっていたことも、「リスクがあるから改善しよう」と考えるようになった。

【 GH 評価の事例】白川 洋輔

『農産物直売所における GAP (GH 評価制度) の取り組み』

茨城県つくば市にある「みずほの村市場（運営：株式会社みずほ）」は、JGAP 団体認証を取得して 6 年目になる。生産者も事務局も慣れと手間から、また、JGAP のチェックリストの文言の照準も大規模経営の農場向きにバージョンアップされており、みずほの契約農家の経営規模では帳票類や証拠書類などが増えるばかりで、「JGAP 認証のための GAP」になってしまっているのが現状である。

この度、新しく開店してから 4 年目の FC 牛久店（茨城県牛久市）では、新たに GAP 管理規則（ルール）を策定し、GAP に取り組むことになった。

つくば店と牛久店の両店の事務局で検討した結果、FC 牛久店では「JGAP 認証」ではなく「GH 評価制度」を採用することになり、これを機につくば本店も GH 評価制度に切り替え、両店共通の GAP 管理規則や必要帳票類、事務局機能を統一する段取りで進めている。

今回は、「本物の農産物」の安定供給を目指して、まさに今現在進行している生産者農場の評価とその改善への取り組みを紹介する。



■みずほの生産者

農作業は⇒20代～70代（現在のメインは60代）、1人～4人の小規模経営がほとんど。家庭菜園をやっている人、みずほ以外の直売所に出荷している人も少なくない。

■JGAPチェックリストの移り変わり

⇒元々B to Bに加えて、大規模農場に照準

（管理者とオペレーター、農薬保管責任者と農薬使用責任者 etc）

⇒組織図があるか

①～⑩「ある」か「ない」かの問題ではなくどう運用されているかが問題

現実には組織図に名前が記入されているか否かで「○」or「×」しか判断できない。

⇒上記のような状態で、おしちゃん買った農薬や家庭菜園で使った農薬の使用・保管・購入の証拠書類、帳票類の照合が必要か否か。

結果として

生産者は…隠す、嘘をつく（使っていない、関係ないと割り切る）、保管を別にする



これではGAPに取り組む意味がない。

GH評価制度を勉強してみて感じたこと

（基礎講座に参加、5回の評価員研修受け入れ、今回の3回の農場研修）

■評価基準の文言がシンプル

⇒文言だけでなく、実際に質問して聞きだせる

⇒評価員が理解していないと聞けない（もっと勉強する必要がある）

⇒評価員の能力によって差が生まれる

⇒数名で評価の擦り合わせをする

■（現状での）評価点数が出る

⇒認証を「取る」、「取らない」ではなく、点数によって弱点の可視化

⇒生産者側も事務局側も個別に対応策を考えることができる

⇒最低限のレベルを決めないと「これでいいや」という人が出てくる

⇒両店の差、個人の差を考えると「まずはやってみる」からでいい

■上記を含め、生産者に「評価書（報告書）」として確実にフィードバックできる

■JGAP認証時より、安価に維持管理ができる

■FGAPを身近に感じ、緊密な連絡が取れる状況にある

⇒距離的に近いだけでなく、サポートしてもらっている安心感

【 GH 評価の事例】 田上隆多

『ラオスでの GAP 評価と実践指導』

国際協力機構 (JICA) が行うラオス農業支援プロジェクトにおける GAP の指導および普及に関して、短期専門家としてラオス国内にて指導を行い、また日本に研修員を受け入れ、実践研修を行った。

ラオスでは、農業局の直轄部門が管理するクリーン農業推進のパイロット農場の GAP 評価を行い、評価結果に基づいて農場の改善指導とラオスにおける今後の課題を整理した。

日本では、GAP を実践する産地への視察と農場評価を実際に行うトレーニングを行い、ラオスで実践できる GAP 普及の方法を探った。

ラオス農業は、機械や資材の導入が始まり、クリーン農業を中心にした体制整備が普及しつつある段階である。今までのラオス農業では、欧米や日本等と比較すると環境負荷や農業事故は少ないように思われるが、今後、農業技術が普及するに伴い、環境負荷や農業事故が増加すると考えられるので、これらのリスクを認識しながら適切な管理を行うよう指導する必要がある。また、農薬・肥料・マルチなどの化学資材の流通、廃棄物処理、農産物の流通システムの整備が充分でない現段階においては、農場の GAP 指導だけでなく、行政や業界全体の管理体系の構築が急がれる。



日本生産者 GAP 協会 2013 年度 GAP シンポジウム総合討論の要約

一般社団法人日本生産者 GAP 協会常務理事 山田正美

日本生産者 GAP 協会が主催した GAP シンポジウム 1 日目の締めくくりの総合討論は、事例発表された 6 人の演者に登壇していただいていた行われました。

最初は各パネラーから自己紹介を兼ねて一人 3 分程度の発言をいただき、その後会場から集めた質問用紙に対して回答していただくという形で進めました。

会場からの質問とパネラーからの現場を

踏まえた回答は、当日の参加者にとって大変参考になることが多かったと思います。この質疑応答の内容について読者に紹介することは大変有意義だと思っています。ただし、全ての発言を載せると 10 頁以上になってしまうため、ここでは内容を要約して紹介します。

パネラーは以下の 6 名です。

富山県農林水産部農業技術課主幹・エコ農業推進係長 田中義昭氏
長野県農政部農業技術課環境農業係 山城政利氏



福岡県飯塚農林事務所田川普及センター園芸課野菜係 田中有里氏
樽蔵産業株式会社 GAP 実施委員長 澤邊貴生氏
株式会社みずほ GAP 担当 白川洋輔氏
株式会社 AGIC GAP 普及部長 田上隆多氏
司会：一般社団法人日本生産者 GAP 協会常務理事 山田正美

会場からの質問とその回答

Q：各県の GAP というのは、農家自身が安全に作業でき、環境面、社会面、経済面において持続するために当然するべきものという認識で間違いないでしょうか。その上で取引先が求めれば GLOBALG.A.P.といった必要な認証を受けるといった考え方でもよろしいでしょうか。

A（富山県 田中）：その通りだと思います。私達は、規範を策定し、それに基づいて「適正な農業をしてくださいね」と示しています。また、農家が GAP 認証をとって商売されるのであれば、「どうぞおやり下さい」という立場です。その際に「何らかのお手伝いになっていますよね」というのが、私達、県の普及組織の考え方です。

Q：普及センター内で上司の理解がないと GAP がなかなか進まない状況になりますが、所内で GAP の推進力を高める方法があったら教えていただきたい。

A（富山県 田中）：富山県の普及センターでは、課長より上の方は GAP 講習会を受けていない方が圧倒的に多く、所内全体で取り組むという体制になっていないというのが現実です。しかし、今年初めて GH 評価制度の評価員の試験を受けた 6 人の普及員が、県内に 4 箇所ある全普及センターに散らばっていますので、この人達が核になって動けば、もっと早く広がっていくかなと思っています。

Q：JA グループとの連携はどのレベルで行っているのですか。

A（富山県 田中）：県の普及指導員と JA の営農指導員と一緒に現場へ行って点検や農場評価をしているかといったら、そのような例は少ないです。最近、JA もようやく動き出したので、とりあえず現場に行って、農場の中の BAP（不適切な行為）を指摘するような対応ができるようになればと、それくらいにまでなっていて欲しいと思っています。一度では難しいのですが、なんとかやっていきたいと思っています。

A（長野県 山城）：長野県では、県レベルの組織で『GAP 推進会議』を設置しており、その中で全農は品目ごとの課長と担当者、JA 営農センターの安全安心担当者が入っています。これは長野県での農産物への残留農薬や異物混入に対する強い危機意識が背景にあり、うまく連携できているかなと思います。

A：（福岡県 田中）今回発表しました 4H クラブの活動の中では、JA との連携はありません。JA の担当者は、既存のやり方を重んじる傾向があり、新しいことに慎重になっています。そうした現状もあって、私達が考えているのは、4H クラブ員のような若い農業者が、10 年後、20 年後に JA や普及センターに GAP の実施を突き上げて頂けるような生産者に育ってくれることです。そのために今回の活動をしたということですので、「今後に期待したい」というところが率直な感想です。

Q：青年クラブのリーダーをターゲットにしたことはとても意義のあることだと思います。今回の取組みが、県内の他地域の取組みに広がっているのか教えていただけませんか。

A（福岡県 田中）：正直に言えば、あまり広がっていません。というのは、今回 GAP に取り組

んだ活動の一側面として、福岡県の共同プロジェクトの発表会で優勝して、福岡県から九州大会に県の代表として出て、さらにそこでも勝ち上がって「全国の優良事例として発表したい」という目的があります。今回の事例が、非常に高い評価を頂いて、他の4Hクラブに対しても印象に残るようなものになれば、今後広がっていくかなと思います。というのは、県の発表会には主要な4Hクラブのメンバーが来ますので、発表会の席でインパクトを残せるよう、できるだけ良い発表をしたいと思います。

Q：高齢者が多いアスパラガス部会でGAPの推進に失敗したと言われましたが、次年度以降どうしたら推進できると思いますか。

A（福岡県 田中）：まずは、12月の総会で作業日誌の記帳を足がかりにGAPの意義やビジョンを説明していくつもりです。あと、部会の中で数人でも積極的にやってくれる人が出てきてくれば、絶対にそうした人達の方に引っ張られると信じていますので、地道ですが、根気強くやっていくしかないかと思っています。

Q：GAP改善は、経営にプラスになる面ばかりでなく、短期的にはコスト増加などのマイナス面もあると思いますが、どうやって推進するかの工夫や実例があればご紹介いただきたい。

A（みずほ 白川）：GAPを取り入れることで経営的にはプラス・マイナスがあるかと思いますが、(株)みずほは、GH評価制度にしても、JGAP認証にしても、最終的には農家の皆さんが、農家の組織である「経営者会」としてやると決めていますので、事務局側が推進に苦労しているわけではないのです。普通の農家に比べたらかなり意識が高いといえます。年間3万円というお金を支払っていただいているが、GAPを実践することで整理整頓や在庫量のチェックにより、無駄な支出を減らすことにもつながり、その意味でプラスになっている面が多々あると思います。

Q：来年からトマトの栽培をはじめますが、GAPを取り入れるためにはどのような機材や資材が必要となりますか。

A（みずほ 白川）みずほでは、ルールとして「GAPはやらなければいけない」ので、例えば、今までは納屋の片隅に置いてあった農薬を、「鍵付きの保管庫に入れなくてはいけない」とか、土地を借りる時には、傾斜のあるところは極力避けるとか、借りた圃場の使用経歴のリスク検査など、いろんなことに気を使って、GAPに取り組むことを前提に、レイアウトなり、資料なりを考えていると思います。中にはJGAPの指導員の講習を受けたという方もいらっしゃいますし、田上さんのGAP規範の本を読んでいただいたり、実際にGAPの取組みをされている方のお話を聞かれたりするのが一番早いと思います。

Q：農場評価は重要だと思いますが、どうしても時間がかかってしまいます。大きな産地でのGAP評価は全戸ですかそれとも抽出ですか。

A（田上隆多）全戸か抽出かは、GAP評価の目的によります。「一軒一軒を全部確認したい」ということであれば、時間がかかってもやるべきだと思いますし、「地域全体を底上げする」という目的であれば、適切なサンプリング方法で抽出して評価し、地域共通の問題点を探り、それをフィードバックして指導していくということをやれば効率も良いと思いますし、私達もそのようなやり方をしています。

Q：GAP規範の位置づけはどのようなものですか。

A（田上理事長）：近代鉱工業の発展、農業の発展の中で、環境汚染や労働災害、食品汚染等の問題点が指摘されており、これを何とかしなければなりません。これらの課題について農業現場を見たときに、「何が問題で、どういう因果関係で問題が起こるのか」を理解し、その対策を取らなく

てはいけません。これには法的措置、地域行政の中での問題、グループ内の問題、そして個人の問題が含まれています。そのため、あるべき姿を体系的にまとめた GAP 規範を作成して、「それぞれの立場の人が、役割分担の中で対処していきましょう」ということになります。

Q:都道府県ごとに GAP 規範を作り、県独自のオリジナリティを出す必要性はありますか。

A (田上理事長) : 規範がいっぱいあれば良いというものではないですが、日本の農業指導は都道府県が最前線で行っています。農林水産省は共通ガイドしか出していないので、具体的な情報提供は都道府県がやっていかなければ誰もやる人がいません。それから、例えば、北海道でしか栽培していないビートなどの栽培上の課題を、いくら沖縄で説いても意味がありません。ですから各県の規範は、他県との農業の違いを認識し、極めて実践的な中身として、「ここにはこんな問題があります」、「それについてはこのように認識してください」ということを具体的に示すことが必要です。日本の農業政策の指導の枠組みがそうになっていますから、都道府県がやらなければ誰もやりません。ですから、他の県の規範をそのまま持って来るのではなく、その県のオリジナリティを出す必要があります。

Q : GAP 評価における評価の客観性などは、科学的、統計的にどう担保していますか。

A (田上理事長) : 客観的な評価をどうするのかということですが、誰がやっても、どこでやっても全く同じ評価というものにはなりません。これはやむを得ないと思います。例えば、国際的な規格である GLOBALGAP 基準の中に、できるだけ平準化・単純化しようとするために NTWG という組織があります。それは National Technical Working Group (国内技術作業部会) といわれるものです。「GLOBALG.A.P.が世界的な基準を決めたから、この要求基準でやって下さい」と固執したら、受入れできない地域が多くなってしまいます。実際に農業をうまくやっていくためには、それぞれの地域性というのを加味しなければなりません。そのため、大枠でものの考え方を、日本における事情の中で「具体的にどうすべきなのか」をしっかりと考えていくのが NTWG です。明日の大会(GLOBALG.A.P JAPAN Tour 2013、11月29日)では、GLOBALG.A.P.の日本の NTWG の説明があるということです。

農業や農場評価はそういうものです。農産物は、工業製品のように「全く同じものが寸分違わない規格でできる」というような商品ではないのです。しかし、そうは言っても、人によって評価の内容が違っていただけでは困りますので、評価の精度についてのレベルアップが必要です。ですから、例えば、審査会社は、「如何に優秀な審査員を養成するのか」ということが最大のポイントだと思います。いい加減なものを作って、いい加減な評価をして、事故率が高かったら、これは困ってしまうわけです。

そこで、どこまでレベルの高い審査員を養成するのが、審査会社の課題になります。GH (グリーン・ハーベスター) 評価制度では、農場評価のトレーニングをやっていく中で受講者相互の「目合わせ」を行います。農業の実践または農業指導の経験があり、一定の知識と経験を積んだ受講者が、それぞれの評価内容の違いについて議論して客観性を高めて行きます。私が申し上げたいのはそのトレーニングの過程です。初めての農場評価ではみんなバラバラですが、1回のグループ討議で評価が収斂し受講者は納得します。農場評価とグループ討議を3回やれば「目合わせ」のレベルは相当高くなります。5回、10回と繰り返しやっていく内に、ほぼ違いのないものになってきます。そういう GH 評価制度のトレーニングを、「GAP 教育システムとして是非取り込んで下さい」ということを申し上げております。

GLOBALG.A.P. TOUR 2013 JAPAN -FGAP 合同開催シンポジウム (11月30日)の報告

【講演】松田 友義

『日本の農産物輸出と生産者の対応』

日本農業の現状、国内市場の将来展望を考慮すると、農業を戦略的成長分野として位置付けることが如何に難しいかは容易にわかる。日本では農産物輸出について語る事がタブーとされてきた。農林水産省が先に立って輸出を呼びかけるなど考えることもできなかったのである。国内市場だけを見ていたのでは農業を維持することすら難しくなる、という認識が広がってきたことがこのような動きの背景にある。農産物輸出は、多くの生産者団体にとっても生産者にとっても未知の領域であろう。成功させるためには専門家の助けがいる。生産者がなすべきことは、より安全な農産物の供給、と同時に消費者の信頼を勝ち取ることである。GAPを導入することはそのための第1歩である。



【GLOBALGAP 事例報告】河合 克行

『酒米産地での GAP 推進と

GLOBALG.A.P.認証取得

富山県の手酒造メーカー「立山酒造」が、JA 金山並びに JA 金山酒米研究会と農商工連携に取り組む中で、酒造好適米「出羽燦々」の生産に GAP 認証を取得するように要請してきた。馴染みのない GAP という言葉に当初は皆戸惑いを隠せなかったが、株式会社 AGIC の指導の下、生産者と関係者が一丸となり、ほぼ一年がかりで 27 名全ての生産者が「GLOBALGAP 認証オプション 2 (グループ認証)」を取得した。

米での GLOBALGAP グループ認証は国内では初めての取得であるという。

GLOBALGAP への取り組みでは「高いハードルを越えなければならないのではないかと不安があった」が、結果としては「適切な農業はこれまでの取り組みの延長上にあり、特別のことではないという生産者の高度な認識と理解」の中で認証を取得できた。

これから日本の農産物が積極的に世界市場



農商工連携事業としての『酒米』の取り組み



■ GAP手法の導入及び徹底した土壌改良等による 酒造好適米「出羽燦々」を生産。

■ 「米トレーサビリティ法」を先取りし、生産者や生産履歴の明確な酒造好適米や南高梅等を原料として使用することで、トレーサビリティが確立された無濾過純米酒と純米酒ベースの梅酒を製造販売。

に挑戦していかなければならないことを考えると、日本の農業は事実上の世界標準になるうとしている商業GAP基準であるGLOBAL

G.A.P.認証のもとに、高品質の農産物生産を行うとともに、「人間の健康」を守り、「自然環境」を守り、「持続的農業」生産を行うことを宣言し、実行して行くことが必要である。今後、多くの産地で GLOBALG.A.P.認証を取得する兆しがあり、当社としても支援して行きたい。

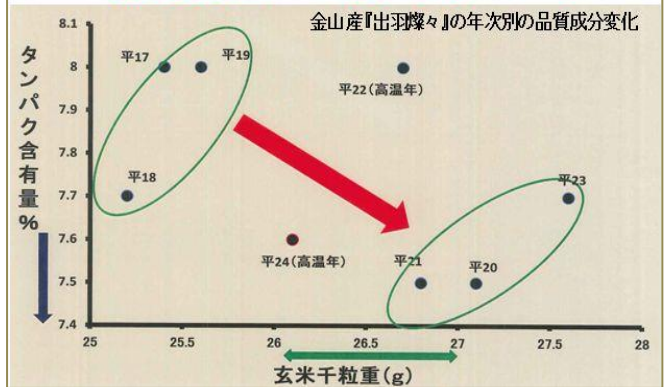
**GLOBALG.A.P.認証取得の
過程や結果で理解したこと**

先進国としての日本農業の持続的発展のためには
意識改革が必要である

GLOBALG.A.P.へあくなき挑戦

高品質・高付加価値なソリューション

品質向上への確かな手ごたえ



【GLOBALGAP 事例報告】桜井眞一
『GLOBALG.A.P.認証と「北魚沼コシヒカリ」
フランス国際見本市』

2011年、シンジェンタジャパン株式会社との協力の下でJA北魚沼のGLOBALGAPの取り組みが始まった。その際、新潟県特裁米認証を取得している農事組合法人「青島ファーム」でまずパイロット実践しようということで、2012年12月に認証を取得した。またその認証を元に魚沼産コシヒカリの海外展開を図る為、JAとしては異例ながら、フランス SIRHA2013 という国際外食産業見本市のジャパンパビリオン（農水省補助事業）に応募して、北魚沼コシヒカリを成功裏にヨーロッパに紹介することができた。



GLOBALG.A.P. TOUR 2013 JAPAN -FGAP 合同シンポジウム (11月30日) の報告 総合討論の要約 一般社団法人日本生産者 GAP 協会 常務理事 山田正美

今回の宮崎における3日間のGAP大会の締めくくりとして行われた総合討論は、会場から集められた質問用紙の質問に回答するという形で進められました。会場からの質問とパネラーの回答はいずれも参考になるものばかりでしたので、ここにその内容を要約した形で報告します。

ステージ上のパネラーは、司会も入れて以下の8名でした。

- ・千葉大学大学院 GLOBALG.A.P.協議会代表理事 松田友義教授
 - ・東京農工大学 GLOBALG.A.P. NTWG-JAPAN 議長 澁澤栄教授
 - ・FoodPLUS, GLOBALG.A.P. Manager Mr. Ignacio Antequera
 - ・(株)ファーム・アライアンス・マネジメント 代表理事 松本武様
 - ・北魚沼農業協同組合 営農経済部営農企画課 課長補佐 鈴木雅仁様
 - ・株式会社アスク 代表取締役 河合克行様
 - ・農事組合法人青島ファーム 代表理事 桜井眞一様
 - ・農林水産省生産局農産部技術普及課 渡邊康正課長
- 司会 一般社団法人日本生産者 GAP 協会 常務理事 山田正美



会場からの質問とその回答

Q：土耕栽培だけでなく、施設栽培にも適用できる GAP 規準というのは、これから作られるのでしょうか。

A (GGAP 事務局イグナシオ)：現在の規格の中でも、土耕栽培だけではなく、土以外の培地による栽培や水耕栽培に関してもカバーしています。この規格の中での土耕栽培以外への言及というのは、今後も続いていくものと思っています。

Q：現在、全くの人工光下で植物を栽培するという植物工場がありますが、これは認証取得というのはできないのでしょうか。できないのであれば、その理由となる不適合項目は何になるのでしょうか。

A (GGAP 事務局イグナシオ)：モヤシも一種のスプラウトの栽培に当たるものですが、これも完全にコントロールされた環境での栽培になると思います。こうした栽培についても、現在のGLOBALG.A.P.規格の中でカバーされています。この規格は、例えば青果物や畜産物に関して、あくまでも一次農産物の生産工程に関する認証ですので、加工の部分に関してはカバーをしていないということです。「土を使う・使わない」といったところでは特に区別しておりません。

Q：次はグループ認証についてです。農協などにはたくさんの生産グループがあるわけですが、そのグループを認証する場合、ひとりでも認証されなかった場合、その生産者を除いて代替りの生産者で認証をやり直すのか、それとも、代替りの生産者の審査を行わずにグループ全体が認証されなくなるのでしょうか。

A (GGAP 事務局イグナシオ)：グループ認証の仕組みは、二重構造による管理ということが言えます。つまり内部監査と外部審査という重層的な管理がなされます。グループ認証に対しては、メンバー全員に対して内部検査するという規定があるので、もし、規格に合わないという生産者がいれば、内部検査の時に当然判るはずですが、内部検査で不適合の生産者が見つかった時の対応の一

つは、その人をやめるといいますか、グループから外れて貰って、それによってグループ全体で認証を継続するという事、もしくは、その人に代わって、適合できる別の人に入って貰ってそれでグループを続けるという方法もあると思います。ただ、外部の認証機関による検査の時に、不適合なメンバーが見つかったということになりますと、グループ全体の認証に影響が出る場合があります。なぜかといえば、「内部コントロールが正常に機能していなかった」という結論になってしまうからです。

Q：香港、上海などでは、毎週のように〇〇県フェアというものが開催されていますが、このような地方の取組み、産地の取組みと、この度の国の輸出戦略とは相いれないものなのでしょうか。日本政府として〇〇県産はあまり重要ではなく、『JAPAN ブランド』として日本農産物を広めたいのではないのでしょうか。将来的にはオランダやイスラエルのように、輸出品目を絞り込むことを国としてお考えですか。

A（農水省 渡邊）：輸出戦略については、昨日お話をした小川課長が主にやっていますので、私が答えるのは適当でないかもしれません。国産農産物の輸出は、生産者の方にとって一般的でない現状を考えると、各都道府県の努力は生産者の立場から大切なことだろうと思います。ただ、その一方で、香港や上海だからかはわかりませんが、海外の産地にいっぱい売り込むと、バイヤーさんもしたたかで、「あっちの産地がもう少し安かった」といって買い叩かれるというような話も耳にします。そういう残念なことが起こることも含めて、いろいろ考えていかなければと思っています。

国内で産地間競争という話も出ましたが、一方で国内での産地間連携、リレー出荷のような事例も出てきています。じゃあ国内で、産地の方からどうするのか、輸出の戦略はどうするのかなどは今後の大事な検討課題かなと思っています。

最後の「JAPAN ブランド」というお話も、今日は日本酒のお話も出ましたけれども、日本酒という魅力のあるお酒が有名になるだけでなく、フランスでは山口県の酒造メーカーの売っているものもあって、それはもう相手のマーケットが幾らでいいのかを見ながら、どういう売り方をして行くかという戦略にもなるのでしょうか。そういったことを考えると、今のご指摘の点も持ち帰り、今後の参考にしたいと思っています。

Q：これからますます経済がグローバル化してきて、農産物の国境もなくなると思います。そうした場合、各国の衛生管理に対する異なる考え方と、国内の衛生管理とのすり合わせといえますか、ある一定のところで基準を設ける必要があると思います。輸入先の法律上、管理上問題がなく、農場が GLOBALG.A.P.を取得していても、輸入元で問題となるような場合といったケースは存在しないのでしょうか。

A（東京農工大 澁澤）：GLOBALG.A.P.は商取引です。出荷者と実需者との間の取引であり、世界のどこでも、この中に国境はありません。生産者は生産する国の衛生管理の法律があります。また実需者は販売しようとする国の衛生管理があり、それに基づかないといけません。それで、もし GLOBALG.A.P.をとっていても、例えば日本に入って来る場合に、日本の衛生基準を満たしていないということがあれば、それは日本の国内では通用しないことになります。これは、場合として少ないと思われますけれど、「そういう場合がありますか」と聞かれば、「あるかもしれません」という答えになります。ただし、これは小さな問題ですので、解決するのはそう難しくないと思います。

Q：国際市場への輸出ということではなく、国内市場そのもので、今後 GLOBALG.A.P.を求められるような動向というものはあるのでしょうか。

A (東京農工大 澁澤) : GLOBALG.A.P.というのは、国内市場、国際市場とは関係ありません。生産者と実需者の間の取引です。ここで GLOBALG.A.P.の実需者のメンバーでもありますマクドナルドの例を紹介します。

洞爺湖農協のレタス部会が3年前に GLOBALG.A.P.の認証を取ったことで、マクドナルドは、ハンバーガーのレタスを洞爺湖農協と契約しました。そしたら、私の地元の埼玉県あるいはすぐ隣のレタス産地は、その瞬間に契約破棄になったということがありました。要するに、国内市場であっても、このようなケースは充分有り得るわけです。それからウォルマートと西友では、「GLOBALG.A.P.認証をとった生産者から買いとります」ということです。ですから、皆さんが認証されていないという状況であれば、その中で品質の良いもの、安心できるものを生産者から買い取る契約をしますが、農協や出荷組合に GLOBALG.A.P.認証農家が登場したら、そこから優先的に契約して買い取ることになります。そのような体制は、すでに日本の中に存在しておりますので、GLOBALG.A.P.認証の生産者が優先的に企業に期待され、取り扱われるというのは時間の問題であろうと思います。

Q: GAP を普及する立場からですが、国がガイドラインを示して、ガイドラインに準拠した GAP を推進することとしていますが、何をもってガイドラインを満たしているのかということはどう評価するのかという方法が示されていないように思います。また、今後国として GAP 規範等の指導用の資料を充実させていくことがありますか。

A (農水省 渡邊) : ガイドラインに準拠した GAP かどうかということはどうやって評価しているのかというご質問ですが、これを考えるときに2つ視点があります。昨日もお話しましたが、澁澤先生にご尽力して作っていただいた国のガイドラインは、少なくとも遵法農業を前提に作ってまいりました。その上で、それ自体は商取引の時の調達基準のためのガイドラインではなく、産地や農業者の皆さんの取組みに向けて作ってきたものです。そういう意味では、例えば GLOBALG.A.P.のように同等性を認証するとか、そういう仕組み、要するに取引基準としての同等性認証の仕組み、評価というものは基本的に考えていません。逆に言うと、ガイドラインの中にチェックすべき法律で示された事項の元が書いてありますので、それぞれ皆様が GAP を作るときにご覧になって頂ければと思っています。

Q: GLOBALG.A.P.事務局のイグナシオさんへの質問が三つあります。一つは、日本では何故 GLOBALG.A.P.が浸透しないと思われませんか。二つ目はその浸透しない理由を克服するための鍵は何だと思いませんか。三つ目は、今の日本の国内農産物、あるいは農業の食品安全、労働安全、環境保全は、国際的な比較をした時にどのようなレベルだとお感じですか。

A (GGAP 事務局イグナシオ) : 日本での導入が何故進んでいないかということに対する私の意見を申し上げますと、欧州と比べて「導入された時期が遅かった」ということがあるかと思っています。私にとって今回は2回目の訪日になりますが、前回の訪日時と比べますと、大きな変化が生まれているという印象を受けています。ヨーロッパでは、食品業界が強力にリードしてきたという経緯がありますし、それから小売業界による生産者への認証取得に対する要求というものもあり、これによって普及が進んでいます。日本においても、これから国際資本の小売業者からの認証取得の要求であるとか、輸出に向けたニーズということもあり、今後急速に普及が進んでいくのではないかと思っています。

私の考えでは、現在普及していない理由の一つは、認証費用による農家への負担が大きいということもあると思います。解決方法としては、審査員の数を増やして審査件数が増えれば、コストも

下がっていくのではないかと思います。審査員のトレーニングというのは日本でもやっています、明日から行う予定も立てています。それから、宮崎大学での取組みのように、コンサルタントになる方の養成も進めていきまして、GAP に関する知識を持った方を増やしていくということが普及の鍵になるのではないかと思います。

それから日本の食品安全、労働安全、環境保全の取組みのレベルについてですが、昨年の何件かを思い出して、その時に感じたことを申し上げますと、認証に関して準備を進めておられる方といえますのは、おしなべてしっかりした認識、レベルにあったと思いますが、一つ言うのであれば、記録をつけるというところまでステップアップの余地があるかなと思いました。例えば、審査員であるとか、顧客に対して見せられる証拠としての記録をつけるということでのよりステップアップできる余地があるのではないかと感じております。

Q: 松本さんに質問です。タブレット端末での記録を導入しておられますが、タブレット代とか、ソフトの費用、あるいはランニングコストなどかかったコストはどれくらいでしょうか。

A (ファームアライアンス 松本): 私どもは、フランチャイズでやっておりますので、GLOBALG.A.P.の認証の取得を我々がコンサルティングするというのと、「販売も我々が手がけますよ」ということもセットにした場合のタブレットの利用料というのは、露地野菜で年間1ヘクタールあたり36,000円、施設園芸で10アール年間36,000円ということになります。ですので、これに生産面積をかけて貰えば、システム利用料がでできます。ただし、「GLOBALG.A.P.は自分で取るよ」ということであれば、若干システム利用料の方が上がりまして、10アールあたり年間60,000円になります。

我々が過去にGLOBALG.A.P.を取ってくる中で、壁になるのは、先程イグナシオさんの方からお話がありましたけれども、記録の重要性です。今のところ、システムだけを入れたいという農家さんは、我々の見た感じではないので、「GLOBALG.A.P.を取得する」、「販売のお手伝いもする」といったものがセットで我々がサービスを提供するというのを主眼にしています。

Q: 今のタブレット端末を使った防除システムで、農薬情報の更新はどのようにされていますか。古い情報だと却ってリスクがあるのではないのでしょうか。また、入力された情報が正しいかどうかのチェックはどのようにされていますか。

A (ファームアライアンス 松本): まず、農薬の情報は、国がデータベースを持っていて、その情報と連動する形になっています。ですから、当然、失効農薬等があれば、大体1~2ヵ月後にはそれが反映されていくということになります。農薬の場合は、基本的に失効しても使用期限がある間は、使用することは全く問題がありません。失効する理由というのは、メーカー側の理由とかもございますので、失効したから全く使えないということではないことを理解していただければと思います。

それと、入力された情報が正しいかどうかということですが、勘違いがあるといけないので正確に申し上げますと、情報はあくまで農家さんの自己責任になります。情報が正しいかどうかは、農家さんが正しく情報を入れるかどうかにかかっています。しかし、例えば農業団体などの場合は、農協さんが取りまとめて情報をアップしていますが、ああいうことをすると情報の管理責任は全部農協さんに行きます。我々のシステムは、あくまで農家さんの自己責任による情報ですから、それが正しいかどうかは農家さんの責任ということ。あくまで記録された情報を我々はキープしてアーカイブとして見るができるということであり、情報が正しいかどうかをシステムに依存されるのは、論点が違うのではないかと考えています。

Q：PL 保険は農業に特化したものだと思っておりますが、保険会社からそういった商品が出ているものなのでしょうか。

A（ファームアライアンス 松本）：PL 保険は、“製造物責任”という誤訳がことを複雑にさせてしまったのですが、PL 保険というのは Product Liability ですから、生産物の責任保険ということになります。農産物にかかる PL 保険というのは、実際、今あるのはあります。これは生産物全体という保険がありまして、ただ、残念ながら、PL 保険に対する理解、PL 保険を売っておられる保険会社さんの理解がまだ乏しくて、これは国内の保険会社だけでなく、外資の保険会社もこのあたりの知識が低いということです。今、私どもはその部分の啓蒙をやっておりまして、たとえば、GLOBALG.A.P.をやっているならば、「PL 保険に要求されるリコールとか、リコールテストをやっていますか」という内容が盛り込まれていますので、GLOBALG.A.P.割引というのを作りませんかということで、大手の保険会社さんに提案をしています。実際、この間も東京で打合せをさせていただいたのですが、まだそこに行く以前の問題で、農産物にそういう危険な状態があるということをご理解していただけない状態であり、これから私どもは、一つ一つ草の根的に普及を進めていきたいと思っております。

Q：JA 北魚沼の鈴木さんに質問です。JA として GLOBALG.A.P.を取りまとめた時のご苦労、時間あるいは費やしたエネルギーといったことはお判りでしょうか。それから、輸出にあたって有効に必要なパートナーは誰だと思っておりますか。また GLOBALG.A.P.認証取得の課題には、現在のところどういったことがありますか。

A（JA 北魚沼 鈴木）：まず、時間と労力ということですが、農協として GLOBALG.A.P.を取得したわけではなく、農家さんの方に紹介をしたという位置づけです。私はこの4月から、海外も視野に入れた取組みを進めていこうという営農企画課というところへ異動になり、じゃ農家選択をどういふところにすすめるかということをお話した時に、組織としてしっかりしている青島ファームさんが、その場で了解してくれたのです。ゼロからのスタートでしたので、一緒に GLOBALG.A.P.の勉強もしましたし、時間的にはかなりかかりました。苦労としては、青島ファームさんが細かい書類等で苦労されたのかなと思っております。また、GLOBALG.A.P.の課題ですが、やはり高齢化が進んでいますので、台帳を細かく付けるというのが難しい生産者が多くなっています。特に GLOBALG.A.P.を取得してもらって、農協としての商品の位置づけとしてもっていけるような組織、パソコンも巧みに使える組織になると思うのですが、そういった組織に対応できる農家を選定することが、一番の今後の課題ではないかと思っております。

（司会）

一応質問票としていただいているのは以上です。まだ 15 分ほど時間がありますので、この時間を利用してパネラー同士の意見交換をしていきたいと思っております。

私の思いとしては、日本の生産現場を見ますと、今日事例発表をしていただいたような素晴らしい事例は別として、小規模農家も多いですし、一般に GAP というものの考え方がなかなか生産者に伝わっていないのではないかとということがございます。どうしたらそのへんを、GAP の主体であります生産者、この人達に伝えていくことができるのか、そのへんのところから口火を切っていただきたいと思っております。松田先生、口火を切っていただけませんかでしょうか。

（千葉大学 松田）

GAP の考え方を個別の生産者の方に伝えるというのは本当に難しいといえますか、個別の農家の方が GAP について知らないことが多いです。生産者 GAP、あるいは JGAP の方もそうだと思います。

いますけれども、GAP の考え方そのものについて、できるだけ多くの方々に知っていただく必要はあるだろうと思います。一番良いのは、今日発表された方の成功事例を集めて、それを広く知ってもらおうことだと思います。「GAP に取り組めばこんなことができる」ということを知ってもらおうことが大事じゃないのかと思います。

それと、我々の協議会も GLOBALG.A.P.についていろんなことを皆さんに知っていただきたいと思っているのですが、いかんせん活動資金がないというのがあります。できれば、ここは農水省の渡辺さんをお願いですが、GLOBALG.A.P.の政策を進めると報告されたと思いますので、GLOBALG.A.P.を最初に取得するような人に対して、生産者の方に、初回申請費用の半額負担とかいう形での助成といったようなことは考えられないのか。これは私からの質問です。

(農水省 渡邊)

日本で GAP を導入して進めていく流れで言いますと、一つは安全性、安全・安心をすすめるということで、昨日も澁澤先生から詳しくお話があった「GAP ガイドラインに即したものを中心に高度化しましょう」ということでやってきております。多分、GAP 関係者の方はご存知だろうと思いますが、そういう文脈でやってきたので、消費安全対策交付金という予算の中で最初やってきました。一方で、輸出に向けて取組みを進めていこうという面があります。同じ GAP といっても、私どもから見ると二つ性格があって、安全中心に進めてきたのに対して、実需者のリクエストに対してしっかり応えていこうという、もう一方の流れがあります。

実はそういった関係で、本年度予算に“日本の食を広げるプロジェクト”というのがあります。GLOBALG.A.P.もそうですが、例えばイスラム圏向けにハラール認証を取りたいだとか、要するに輸出向けにこういった取組みをすすめている生産者の方を支援しようとする事業が、本年度から始まっています。これは従来の GAP の消費安全対策の交付金ではないのですが、今後共、輸出促進の文脈での対応というのは進めていこうと思っています。

(司会)

今日、特段発言の機会がなかった河合様と桜井様にこちらから質問させていただきます。GLOBALG.A.P.を取得されるとか、いろんな活動をされる中で、いろんなところでアドバイスがあったのではないかと想像するのですが、どういった働きかけがあって今のような状態になったのかということをお話いただけたらと思います。

(青島生産組合 桜井)

我々は、GLOBALG.A.P.をやるまえに JGAP というのを考えていました。何故かといいますと、私の会社の本社には、私ともう一人の二人が定年退職してしまっていて、あとの方々は勤めています。そうした状況で皆となかなか意思の疎通ができない、そこで皆で GAP を進めて意識をひとつにしようという考え方を訴える方がおられました。これは、うちの役員の中でも技術の差とかがあったことからです。そこで「技術を一本化してマニュアル化しよう」、「安全に対する取組みもしっかりしていこう」ということから、GAP を、まず JGAP を始めたのです。けれども、農協さんの方から GLOBALG.A.P.の話がありまして、青島という地区は素直な人間が多く住むところですので、農協さんに「こうしてくださいよ」と言われれば「はい」という気質のところですので、受けたということです。とにかく、我々構成員、役員がひとつの考え方で、一つのマニュアルによって動こう、そういう考え方で始めました。

((株) アスク 河合)

先ほどお話をした通りですが、私どもは酒米ということで、蔵元から要求をされて、始めたとい

うことです。日本には約 1500 の蔵元がありますが、みなさんが日本酒の輸出を考えているかという、決してそうではありません。私が思うに、この話を持ちかけたところが、むしろ異例でした。他の蔵元はそこまで考えないで、一つの衝撃にぶつかった時にそこではじめて考えるのかなとそのように考えています。そう言う意味では一つの蔵元が、我々にこういう要請をしてきて、それに取り組む中で、農家の方が非常に大きな変化をしてきました。そういう意味ではいろんな人からの働きかけというよりも、自分達の、農家の人達の自己改革が、それをなしてきたのかなと、そのように私は思います。

せつかくの機会ですので、私どもの悩みを申し上げておきます。これは、農家の人達を動かす場合、農家の人達にお願いをする場合、必ず農家の人達から、私どもの方に質問が来ます。それは、「GAP を取り組むといくらくれるんだ」と言うのです。これは酒蔵が始めた時、そこに「一俵いくらの加算金を加えましょう」ということで来てくれたんですね。これがきっかけだったのです。

しかし、これに取り組んでいる中で、農家の人達はハタと考えました。自分達の改善をするのに、「なぜお金をもらわなきゃならないの」ということですね。今、この加算金というものは、自分達から減らして、農協あるいは農家の人達から減らして、これを今ゼロに持っていこうとしているのです。

しかし、先程も質問がありましたように、実際にこの GLOBALG.A.P.をとるにあたって、様々な資金が必要となります。それをどのようにして、どこから回収していこうかとする課題はまだあるかもしれません。今、農家の人達が、岡山の農家の人達が取り組もうとしているその中で、私はこのように申しました。「GLOBALG.A.P.で幾らもらえるのではなく、GLOBALG.A.P.に取り組むことによって、ほかの付加価値を作っていこうよ」。それが、我々の農業を保ち、そして発展させることではないかと考えています。私は、この GLOBALG.A.P.に取り組む中で、様々なアドバイスがありました。やはり農林水産省をはじめ、我が都道府県から、強い要請をかけてくれることが、大きなエネルギーを農家が出すことにつながり、一步一步進むエネルギーになるのかなと、そのように思います。是非、そういう意味で、我々の運動が、大きなものになるように祈っています。そして同時に、自分達が輸入品を食べる時、購入する時に「これはどういう食品なんだろう」ということを考える中での GLOBALG.A.P.という一つの線引き、網がかけてあることを期待していきたいと思います。日本の法律の中できちっと守られているとはいえ、我々消費者の立場から、GLOBALG.A.P.というものを見るような、見ていけるようなそんな運動があるといいなと、そのように思っております。

(司会)

お約束の時間まであとわずかになっています。感じたことを申し上げますと、日本の生産現場における GAP の考え方、あるいは GLOBALG.A.P.認証の拡大というのを、こうした事例を通して見ますと、今まさにテイク・オフの時代に来ているのではないかと考えております。皆さんがこういったことをさらに進めていくには、ここにいらっしゃる皆様方が協力してやっていくことが、大事なのではないかなと思います。その意味で、会場の皆様のお力添えを今後共よろしくお願いを致したいと思います。

拙い司会でございましたけれども、これにて総合討論を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

GAP 指導者養成講座の現場から

「GAP 指導者養成講座」における主催者のクロージング・メッセージ

一般社団法人日本生産者 GAP 協会では、都道府県の農業普及指導員及び JA 営農指導員向けの「GAP 指導者養成講座」を開設し、「GH（グリーンハーベスター）評価制度」の実践教育を行っています。現在 22 の府県で開催されているこの講座の最終日には、受講者自身による総括のスピーチが行われますが、それらを受けた講座最終の講話をクロージング・ノートとして掲載します。

GAP（適正農業管理）と FA（GAP 農場認証）を正しく認識する

1. 受講で 180 度変わった理由

「GAP 指導者養成講座」の修了後に、受講者それぞれが研修内容の総括をレポートとスピーチで行いますが、日本の「商業 GAP 認証制度の指導員資格」を持っているという農業普及指導員の多くは、「これまでの商業 GAP 認証で学んできた GAP の考え方が 180 度変わりました」と発表しています。GAP の考え方が 180 度異なると感じるにはそれなりの理由があります。理由の一つは、「商業 GAP 農場認証制度」そのものを「GAP」であると勘違いしてきたことです。

商業 GAP の農場認証制度は、農産物の買手側が「農産物の取引相手として相応しいかどうか」という視点で、生産者と農場を調査し、農産物の取引相手として「合格か不合格か」を判定する農場保証（FA：Farm Assurance）制度です。生産者の農場を保証するためには、農産物の買手側からの一定の要求事項を満たしているかどうかを検査することになります。その検査で使われるチェックシートは、検査を受ける農場が守らなければならない順守規準です。

2. 農場認証制度の枠組み

因みに商業 GAP 認証の事実上の国際標準と言われている GLOBALG.A.P.のチェックリストは「IFA：Integrated Farm Assurance」という名称で、その意味は「総合的農場保証」です。農業者がこれらの認証を取得するためには、その認証制度を受け入れて契約することが必要です。GLOBALG.A.P.には、「GR：General Regulation（全体規定）」という基準文書がありますが、これは農場保証・認証に関わる全ての関係者が従わなければならない規定です。ここには、農場保証・認証を取得し、認証を継続的に維持するために従うべき事項やその手順が記述されています。また、農業者と認証機関（CB：Certification Bodies）の関係性と手続き、および認証機関と認定機関（AB：Accreditation Bodies）の規則などについても規定されています。

「GR（全体規定）」では、「IFA（総合的農場保証）」の内容を規定する「CPCC：Control Point & Compliance Criteria（管理点と順守規則）」についても規定しています。それは、認証を受ける農業者が守り、維持すべき事項の「管理すべきポイントと、そこで従うべき尺度」です。これはチェックリストそのものです。

「CPCC（管理点と順守規則）」、つまり農業者が従うべき規則の主な内容とは、①その認証制度を受け入れて、農場検査や認証表示などの規則を守っているかどうか、②認証農産物のトレーサビリティシステムがあるかどうか、③農場内の食品衛生管理にミスがないかどうか、④化学物質を用いた農業資材を適切に使用しているかどうか、⑤農業由来の環境汚染を最小限に留める努力をしているかどうか、⑥動物福祉や自然生態系の保全に努めているかどうか、⑦労働搾取やその他の法令違反がないかどうか、などです。

3. 商業 GAP 農場認証制度のまとめ

以上をまとめると、商業 GAP 農場認証制度の規準の内容は、①農産物の商取引に掛かる買手側の最低限の要求事項と、②公的な GAP 規範（Code of Good Agricultural Practice）から買手側が必要と考える要求事項および、③食品の取扱いで HACCP 的手法になっているか、という考え方で構成されています。そこで、商業 GAP 農場認証制度は、「GAP 規範の順守と HACCP プランの実践」ができているか、またはそれらができる管理体制になっているかについて検査・認証するものといっても過言ではないでしょう。

4. GAP と FA への日本の対応

本来の GAP は、行政などが策定した「GAP 規範」を順守して行われる（または行われるべき）期待される農業生産の行為のことであり、FA（GAP 農場認証）は、行政の GAP 規範（具体的には GAP 基準）を取り入れた農場保証・認証制度のことですから、その目的や評価の手法がおのずと異なります。したがって両者の本質的な意味を良く理解して取り組むことが必要です。

本来、農業の現場が GAP（適切な管理が行われている）であれば、GAP 規範の中の幾つかの項目を要求事項として農場を検査する FA（GAP 農場認証）は、全く問題なく「合格」するのです。

りんごの大産地であるイタリアの南チロル地方や、夏野菜の大産地であるスペインのアルメリア地方では、農業普及員の指導の下に「GAP 規範を順守する本来の GAP」を実践しています。それができていることで、必要に応じて、どのような農場認証制度（EU には 441 種類もの認証制度がある）を要求されても対応できる体制を整えているのです。

現在の日本では、「GAP 農場認証に合格していなければ取引をしない」という流通企業は一つもありません。しかし、急激なグローバル化によって日本の農産物流通でも国際的な標準が求められることは必至です。その際に、流通側の多様な要求事項に、農産物の生産側が農場管理スタイルを合わせるということは全く現実的ではありません。FA（GAP 農場認証）側の CPCC（チェックリスト）が農業の形を決めるのではなく、適正な農業管理（GAP）であれば、どの FA の CPCC でも問題なくクリアできるのです。

5. 国際的な農場認証と日本 GAP 規範と GH 農場評価制度

「GAP 指導者養成講座」で学んだ GH 評価制度（グリーンハーベスター）は、農産物の取引相手として農場や生産組織を「保証」することを目的とした制度ではありません。農場や生産組織が「日本 GAP 規範」が示す内容を「どの程度理解し、どの程度達成しているか」を評価し、リスク分析の視点から農場管理の改善指針を提供するものです。そのために GH 評価者は、チェックリストの各項目の個別の要件が満たされているかどうかではなく、日本 GAP 規範に照らして、①どこが問題なのか、②なぜ問題なのか、③どの程度問題なのか、を明らかにします。そして、1 農場の持ち点を 1,000 点とし、指摘事項の重要度（レベル 4～レベル 1）に応じて減点して農場の総合評価とするものです。山形県 JA 金山の酒米研究会の生産者 27 名は、GH 評価員の指摘事項を改善し、全員が総合評価で 700 点を超えた時点で GLOBAL G.A.P. の認証審査を受け、みごと一回で認証を取得しています。即ち、国際的な農場認証の目的も、チェックリストに書かれた「農場管理の形式」ではなく、「リスク管理の適正さ」であることが分かります。

このようなことを踏まえて、引き続き GAP の普及に取り組んでいただきたいと思います。

株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載 9 回)



～繁忙期の人材確保のシステム化～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長 (農学博士)
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

毎年 10 月～12 月は温州ミカンの収穫時期に当たり、最も労働力を必要とする時期です。今年は収穫労力の確保をシステム化しようと、昨年、アルバイト確保に成功した和歌山県が主催する HP のグリーンサポートを再び活用しました。

今年は 7 人からの問合せがあったものの、確保できたのはわずか 3 名でした。幸い、昨年のメンバー 5 名から今年も弊社でのアルバイトを希望する意思を伝えてきたので Okay したところ、来社と同時に仲間を呼びたいとの申し出があり、全て受け入れたところ、合計で 13 名 (男子 7 名、女子 6 名) のアルバイトが集まりました。一般の農家に聞くと、ハローワークに求人広告を出しても農業への求職希望者が少なく 100 人以上の順番待ちであるとのことで、人手不足を訴えていました。

弊社ではそういった問題を解決するシステムとして、中核農家 7 戸と連携して、アルバイトのメン



図 Citrus みかん園での収穫作業を楽しんでいます。

メンバーが自由にグループ内の農家を渡り歩けるシステムを作りました。そうすることで、農家は必要なときに必要な人員を確保できるようになりました。このシステムにより連携農家からは感謝の言葉をいただきました。

しかし、こうなるまでには、弊社としても多少のリスクがありました。アルバイトのメンバーの大多数は、温州ミカンの収穫では未経験者です。それらのメンバーにも正規のアルバイト賃金を支払いながら、弊社で数日間収穫の訓練を行っ

た後に、連携メンバーの農家に作業に出て貰いました。また、宿泊施設も弊社が運営しました。

多くの一般農家は、収穫のための労力不足が続いているという問題を抱えており、弊社のこのシステムを聞きつけた農家から収穫作業を請け負って欲しいとの依頼があり、20 アールを弊社社員とアルバイトで請け負い、収穫をしました。次年度の請負作業の予約も入り、来年はさらに請負収穫の規模が拡大しそうです。

このような活動を通じて、私が考える農業現場の理想像の一部が具現化できました。果樹農家の高齢化が進む中、弊社の労働力は若者で支えられているからです。この取組みを知った私の友人の梅生産農家やブドウ生産農家から問合せがあり、アルバイト確保の依頼が入っています。和歌山農業の特産品である温州ミカン、柿、梅、桃、ブドウといった果実の収穫作業は、機械化が非常に困難であり、収穫の労働力が規模拡大の鍵を握っています。この作業人員を確保することで、規模拡大が可能ではないかと考えています。友人らはそれなりに規模拡大を進めていますが、若者のアル

バイト確保は困難であり、とても苦勞しているとのことでした。

まだまだ新人農家の私ですが、若者が仲間と楽しく農作業が行える環境を整えない限り、農業の後継者は育たないと考えています。最近、孫とテレビ番組を見ていると、子供達が集団で何かに取り組むといった番組が多いように思います。ここらにヒントがあるのではないかと考えるようになりました。

農業の課題でもう一つ大きなことは、農産物の販売です。当たり前の課題ですが、JA を通じて大量に共同販売する他に、ネット販売による C to C による自己完結型の販売あり、個人で市場出荷をしたり、宅配をしたり、それに加えて直売所に出したり、民間の流通業者からの依頼で商品作りをしたり等々、様々な販売方法があります。また、最近では加工するなどの 6 次産業への取り組みが推進されています。

弊社の流通対応は、第 3 回で紹介しましたが、現状の流通形態の中で、さらに生産者の顔が見える取引にシフトしていき、Citrus ブランドの商品作りに取り組んでいます。新規参入した某流通業者と連携して、今期の温州みかんは、施肥に特徴を持たせた生産に取り組みました。できあがった果実や土壌の分析などについて専門的に行っていき、他とは違ったところを売りにしようとして試みています。まだまだ、試験段階ですが、安定して特徴が出せるようになれば、新規参入の流通業者とタイアップして流通範囲を広げていく計画をしています。

また、6 次産業化の可能性も検討を始めました。農産物の流通はどの方法が有利かはよく判りませんが、常に様々なルートを駆使していけば、儲かる可能性はあるように思えます。

【編集後記】

田上理事長の年頭所感にもありましたように、今年は農業をめぐる大きな転換の年になる予感が致します。農場認証において国際化が一層進む中で、昨年 11 月には、当協会と GLOBALG.A.P. とのコラボによる合同シンポジウムが開催され、この中に今後の日本農業の発展方向を示す示唆に富んだ様々な報告がありました。そのようなことから、今回は『GLOBALG.A.P.2013 ツアー-JAPAN と日本生産者 GAP 協会との合同シンポジウムを特集し、当協会の 2013 年度 GAP シンポジウムと、合同開催による GAP シンポジウムの詳細を報告しました。

じっくりお読みいただき、ご感想なり、ご意見なり、ご質問なりを協会の方までお寄せいただきたいと思えます。また、これを機会に一層の GAP 理解と GAP 普及にお力添えをいただきたいと思えます。皆様のご発展を祈念しつつ、新春のお慶びを申し上げます。

本年もよろしくお願い致します。

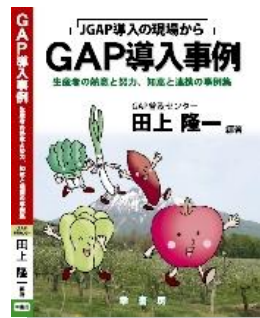
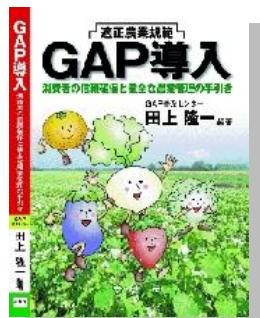
(食讃人)

【目指す GAP の理念】

適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円 + 税)



《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

「日本農業を救う GAP は？」



2009.3

「GAP 導入とそのあり方」



2009.8

「欧州の適正農業規範に学ぶ」



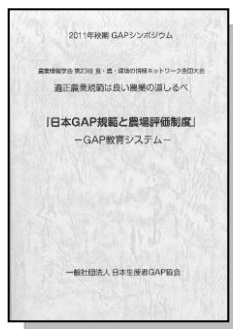
2010.4

「日本適正農業規範の概要と検討」



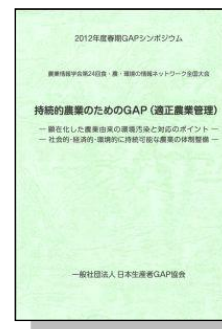
2010.10

「日本 GAP 規範と農場評価制度」



2011.10

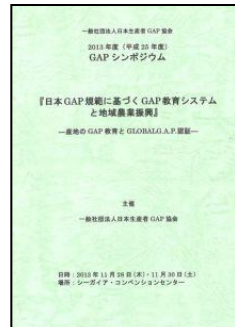
「持続的農業のための GAP (適正農業管理)」



2013.2

GLOBALG.A.P. ツアー2013 日本大会プログラム (左)

2013 年度 GAP シンポジウム講演要旨集, 169P (右)



2013 年度 GAP シンポジウム講演要旨集、『日本 GAP 規範に基づく GAP 教育システムと地域農業振興』, 初版第一刷, 169P, (一般社団法人日本生産者 GAP 協会) の冊子につきましては, 在庫がなくなりました。ご入用の方には PDF ファイル (有償) でお送りいたしますので, 協会のホームページからお申し込みください。

(<http://fagap.or.jp/publication/book.html>)

『イングランド版適正農業規範』
定価（本体 1,500 円税込）



『日本適正農業規範』（未定稿）
定価（本体 1,500 円税込）



『日本GAP規範 Ver.1.0』
定価（本体 2,500 円）+税



会員 1 割引・10 冊以上 2 割引

『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月の隔月に発行されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1 口 30,000 円（1 口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402

☎ : 029-861-4900 Fax : 029-856-0024

E-mail : mj@fagap.or.jp URL : <http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC (エイジック) の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎ : 029-856-0236 Fax : 029-856-0024

E-mail : office@agic.ne.jp URL : <http://www.agic.ne.jp/>